

週休2日制工事試行要領

(趣旨)

1. 本要領は、建設交通部が発注する土木工事において、週休2日制を試行するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

2. 建設業においては、建設工事従事者の高齢化や若手入職者の減少など、将来の担い手確保が課題であり、建設現場における労働環境の改善が求められている。

このため、労働環境の改善に向けた意識向上を図るとともに、建設現場における「週休2日」の普及に向けての効果や課題を把握するための取り組みとして、「週休2日制工事」を試行することを目的とする。

(試行のタイプ)

3. 当面は、受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」とする。

(試行対象工事)

4. 原則、建設交通部発注の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
 - (2) 下水道工事、港湾工事及び営繕工事
 - (3) 災害復旧工事や供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
 - (4) 出水期における河川区域内工事等で作業時間の制約が厳しい工事
 - (5) 当初設計において、「土木工事における工期の算定」（京都府土木工事標準積算参考資料掲載）に基づく工期の確保が困難な工事
 - (6) その他、発注機関の長が週休2日制工事になじまないと判断した工事
- なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制の対象工事であることを明記する。

(週休2日の考え方)

5. 工期内の施工に必要な期間^{*1}において、週休2日の現場閉所^{*2}を行ったと認められること。週休2日の考え方は次のとおりとする。

- (1) 施工に必要な期間内で、以下を除く現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態
 - ①年末年始（6日間）及び夏季休暇（3日間）
 - ②工場製作のみの日数
 - ③工事事務による不稼働日数
 - ④受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

⑤工事の全面中止日数

⑥その他

- ※1 施工に必要な期間：現場着手日から現場終了日までとする。後片付け期間^{※3}は除く。
- ・現場着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
 - ・現場終了日：工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
- ※2 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。
- ※3 後片付け期間：工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間。

(2) 当該現場における以下の行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。

- ①雨天や降雪時等による現場閉所
- ②災害応急対応等
- ③異常気象時等における安全パトロール
- ④現場見学会等

(試行方法)

6. 試行方法は次のとおりとする。

- (1) 入札段階（特記仕様書）で、週休2日制の対象工事であることを明記する。（別紙1参照）
- (2) 受注者は契約後、本要領に基づき週休2日を実施する場合は、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督員と協議すること。
- (3) 予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督員に連絡を行うこと。
なお、天候不良等のやむを得ない事情により急遽現場閉所した場合は、この限りでない。
- (4) 監督員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所日を変更した場合は、現場閉所日数に含めない。
- (5) 受注者は、週休2日の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- (6) 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
- (7) 現場代理人等（監理技術者、主任技術者含む）が現場閉所日に現場外での書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。

(確認方法)

7. 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降工事完成届を提出する日までに、現場閉所日数が確認できる資料（任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を「工事打合せ簿」による報告とあわせて監督員に提示すること。なお、「工事打合せ簿」には現場閉所率を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

(設計変更)

8. 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて適切に請負代金額を変更するものとする。
その他、工期の延長等は「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき適切に設計変更を行う。

	4週8休以上 [現場閉所率：28.5% (8日/28日) 以上]	4週7休以上4週8休未満 [現場閉所率:25% (7日/28日) 以上28.5%未満]	4週6休以上4週7休未満 [現場閉所率：21.4% (6日/28日) 以上25%未満]
労務費	1.05	1.03	1.01
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01
現場管理費率	1.05	1.04	1.02

※現場閉所率は、小数第2位を切り捨て

(工事成績評定)

9. 週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。

週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められない場合、工事成績は減点しない。

(その他)

10. 受注者は、別紙2のアンケートを完成検査までに監督員に提出する。

附 則

この要領は、平成31年2月22日から施行する。

改定 令和元年9月 1日

(1) (特記仕様書の記載例)

本工事は、契約後に受注者からの提案・協議により、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。

週休2日の実施を行う場合は、「週休2日制工事試行要領」に基づき実施することとし、その旨監督員に申し出ること。

実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。

天候や地域住民対応等の不測の事態により予定していた現場閉所日の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。

「週休2日制工事試行要領」に従い、週休2日(4週8休以上)の現場閉所を実施したことが確認できた場合、成績評定において加点対象とする。

週休2日制工事アンケート調査表 (受注者用)

発注者名： _____

工事番号： _____ 第 _____ 号

工事名： _____ 工事

当初請負額： _____ 円

最終請負額： _____ 円

当初工期： _____ ~ _____

最終工期： _____ ~ _____

回答者：受注者（会社名） _____ （職氏名） _____

※ 回答を選択する場合は番号を○で囲んでください。

問1 今回の工事で、計画的に週休2日相当の休暇を取得できましたか？

- ① できた。
- ② できなかった。

できなかった場合、その理由は何ですか？

問2 当初工期に変更はありましたか？

- ① 変更なし。
- ② 変更あり。

その理由は何ですか？

問3 これからも機会があれば週休2日制工事を利用しますか？

- ① 利用する。
- ② 工事内容に応じ利用する。

その理由は何ですか？

- ③ 利用しない。

その理由は何ですか？

問4 週休2日制を実施することで、建設業に若年労働者等の担い手が増えると思いますか？

- ① 増えると思う。
- ② 増えると思わない。

増えると思わない場合、その理由は何だと思えますか？

問5 週休2日制工事を実施したことで、変化はありましたか？

(複数回答可)

- ①計画的に休めるようになり、作業効率が上がった。
- ②自分の時間（ゆとり）ができた。
- ③家族（友人・知人）等と過ごす時間が増えた。
- ④収入が減った。
- ⑤平日の残業が増えた。
- ⑥現場経費が増えた。
- ⑦変わらない。
- ⑧その他

問6 週休2日制工事に対する意見（良い点、悪い点）等があれば記入してください。
